

太宰府市学校評価事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 太宰府市立小中学校(以下「市立小中学校」という。)の自己評価、学校関係者評価(外部評価)と設置者としての太宰府市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)の学校評価の在り方、並びにその学校評価に応じた市教育委員会の支援や条件整備等について検討するため、「太宰府市学校評価事業運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 市立小中学校が実施する自己評価、学校関係者評価(外部評価)及び市教育委員会が実施する市立小中学校の学校評価に関すること。
- (2) 市立小中学校が実施する自己評価、学校関係者評価(外部評価)の結果・公表、設置者への提出の在り方に関すること。
- (3) 学校評価に基づく市教育委員会による市立小中学校に対する支援や条件整備等に関すること。
- (4) 学校の自己評価に対する市教育委員会の指導・助言に関すること。
- (5) 学校評価の結果及び改善状況についての情報の福岡県教育委員会への報告に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市教育委員会が委嘱する。

- (1) 福岡県及び太宰府市の教育委員会関係者
- (2) 学校の教職員
- (3) 保護者・地域住民
 - 2 委員会に委員長を置き、校長の職にある者をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。
 - 4 委員会に副委員長を置き、校長の職にある者をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員会の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(推進委員会)

第5条 委員会に、学校評価と組織的支援について具体的に調査検討を行うために推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、別表2「太宰府市学校評価事業推進委員会名簿」に掲げる者をもって構成する。

(部会)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会に専門的な事項について調査検討を行うための部会を設置することができる。

- 2 委員長が必要と認め、設置した部会の部会員は委員会の同意を得て委員長が指名した者をもって構成する。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて関係者を招き、又は関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を市教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成18年9月27日から施行する。